



暑中お見舞い
申し上げます

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

8月

(葉月) August

8月の税務と労務

日	13	27	
月	14	28	
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	
土	5	19	
日	6	20	
月	7	21	
火	8	22	
水	9	23	
木	10	24	
金	11	25	
土	12	26	

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 労働保険料第2期分の納付 8月31日 (労働保険事務組合委託の場合は 9月14日)

ワンポイント 郵送等による税務書類の提出日

郵送等による国税関係書類の提出日は、原則、税務署への到着日ですが、納税申告書については、その発信日付に提出されたものとみなす規定がありました。平成18年度税制改正では、納税申告書に加え、国税庁長官が定める一定の書類についても発信日よりよいとされ、本年4月1日以後の提出書類から適用されています。

国民生活金融公庫

第三者保証人等を不要とする融資

国民生活金融公庫(以下、公庫)は、担保や第三者の方の連帯保証人なしの、第三者保証人等を不要とする融資(以下、身内保証人融資)を平成十五年に創設しました。

公庫融資の代表的融資制度である普通貸付が、融資実行にあたり、第三者の連帯保証人を求めているのですから、公庫としては中小零細企業者へ一歩踏み込んだと言えるでしょう。連帯保証人の義務は債務者と同等であり、自社が払わなければ、直ちに連帯保証人に請求がいくということから、負担感は重いものでした。そのため、連帯保証人制度の廃止を求める声も出ていました。

この声に対して、公庫側では次のような見解を示していました(公式ではありません)。

連帯保証人を含めて担保を取らないことにすれば、企業や経営者の負担は間違いなく軽くなる。

しかし、金融機関が債権を保全する手段を失えば、中小企業の借入れは間違いなく困難になるし、たとえ借入れができても、小口の資金しか利用できず、しかも相当高い金利を負担することになるだろう。連帯保証人制度には、信用力の乏しい企業の資金調達を容易にするという側面があり、一概に否定すべきものではない。

しかし、企業者側の「融資は事業性を重視して実行すべきである」という主張や、高齢化したかつての保証人には依頼できない等から、身内保証人融資が誕生したのである。では、身内保証人融資の融資方法とはどのようなものであるかを、公庫の「業務ハンドブック」と推測を含めて検討しましょう。

融資の対象者

この融資制度の対象者は、次全ての要件に該当する方です(表を参照下さい)。

所得税申告を二期以上行っていること

所得税等を期限内に完納していること

最近の業績等から第三者保証人や担保(不動産、有価証券な

国民生活金融公庫の融資制度の比較

普通貸付

融資対象者	(1)個人又は法人で事業を営まれる方 (2)金融、保険業、投機的な対象業種を除いて、ほとんど全ての業種の方が対象となる。
融資限度	個人、法人とも4,800万円以内
保証人及び担保	保証人(原則として1名以上)又は担保(不動産、有価証券等)が必要
融資期間と融資利率	運転資金5年以内、設備資金10年以内 年2.5%(平成18年5月現在)

第三者保証人等を不要とする融資

融資対象者	第三者の方に保証人を依頼することや担保(不動産、有価証券等)を提供することが困難な方であって次のすべての要件に該当する方 (1)所得税申告を二期以上行っていること (2)所得税等を期限内に完納していること (3)最近の業績等から第三者保証人や担保(不動産、有価証券等)がなくても融資できると認められること
融資限度	個人、法人とも1,500万円以内
保証人及び担保	法人は、代表者のほか、必要に応じその家族、社内の方など、個人は家族の方などの保証が必要
融資期間と融資利率	運転資金5年以内、設備資金10年以内 年3.4%(平成18年5月現在)

ど)がなくても融資できると認められること

と については、分かり易いのですが、問題は 最近の業績等を公庫はどのように判断しているかです。融資の判断要領となれば、「部外秘」であるし、種々の要

素が加味されるでしょうから、以下は推測となるので、ご了承下さい。

通常、企業の信用状態をみるには、収益性・安全性・成長性・生産性等を決算書で検討します。

しかし、中小零細企業の場合、

例えば、コンピュータのソフト開発業をみると、生産性・成長性は高いが、規模を拡大しようとするれば売掛金や人員を増やすため借入金が増加となり、安全性の低い企業となります。

一方、商店街の従来型の業種である米屋、酒屋等では過去の蓄積により安全性は高いが、成長性には問題があります。

つまり、収益性・安全性・成長性等でのバランスのとれた中小零細企業は、それほど多くないでしょう。

このような状況下で融資判断内容の要件を検討しますと、次の三要件が考えられます。

(1) 決算書が二期連続、黒字である

二期連続赤字の企業への貸付けを融資担当者は警戒します。逆に、二期黒字ということは、事業内容が世の中に受け入れられていると考えられます。

企業は赤字になると、まず、人件費等の削減を行います。しかし、事業に収益性がなく損失になってしまっているのですから、経費削減や内部留保に限界が出てきます。仕入資金、固定経費の一部を借入

金等で賄うことになり、二期連続赤字となりますと借入依存度は高まり、財務内容は急速に悪化します。

一方、二期連続の黒字では、全く逆のことが言えます。何よりも経営者の自信は、積極的な生産設備等の改善、従業員のモラルの向上に繋がり、健全な財務内容へと変わります。

(2) 資本金以上の自己資本がある

会社の資本の額がプラスである場合、二通りのことが考えられます。

一つは、黒字で（利益を出している）資本の額がプラス、もう一つは、赤字であるが資本の額はプラスになっている場合です。

前者は特に説明の必要はありませんので、後者について考えてみましょう。

中小零細企業をみますと、赤字の事業年度、次の期が黒字、その次は赤字になる、つまり、赤字と黒字の年度が交互するといった企業はあまり見かけません。

通常、赤字になると二期、三期と連続します、黒字になっていると、そのまま三期、四期と続く

という具合です。

従って、今期赤字になった、しかし、資本の額はプラスである、このようなときの経営者のとる行動が問われます。

二〇年、三〇年と事業を行ってきた経営者は長年の勤で分かるのですが、金融機関との折衝では、今後の一年間で黒字に転換することを認識し、行動します。

補足ですが二期、あるいは三期連続赤字となりますと、税務申告上の決算書は資本金がプラスになつていても、実質的に在庫や設備を時価に換算しますと、資本金がマイナスになる企業もあります。

資本金がマイナスであると、経営者は資金繰りをつけることが何よりも重要なこととなってきますので、事業の改善・転換を行うことに手が回らなくなります。

これを反映し、メガバンクのビジネスローン（決算書の内容だけ審査の短期貸付け）は、融資条件に「債務超過企業でないこと」（資本金がプラスであること）を強調しています。

(3) 借入金比率が1未満であること

借入金比率は次の式で表わされ

ます。

借入金比率 \equiv

短期借入金+長期借入金+割引手形（いずれも残高）/定期預金+有価証券+不動産（時価）

公庫・融資担当者が、融資対象企業の担保余力を調査するのは当然です。他金融機関からの借り入れが可能であるか否かは、借入金比率が有力な手掛かりとなるからです。

さて、融資判断の三要件で、(1)が収益性、(2)及び(3)は安全性、つまり、三要件のうち二つが、安全性という支払能力を示す指標をとっているということになります。

しかし、公庫への借入れ希望者が三要件を満たすのは、条件的に厳しいでしょう。

そこで、公庫は運用にあたり、原則三要件のうち二つを満たしている企業を対象にしていると思われま

す。二要件を満たす企業に対し、過去の実績、計数管理が行われているか否か、得意先はどうか等を加味し、総合的に判断しているのでしょう。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

平成18年度の年金受給額は、前年の消費者物価が0.3%下落したことに伴い、国民年金、厚生年金ともに減額され、4月分から適用、6月から支給されています。一方、国民年金保険料は毎年4月に、厚生年金保険料は毎年9月に引き上げられており、受給者、事業者ともに年金の影響は大きなものとなっています。

酒税法改正により、5月から、いわゆる第3のビールの税率が引き上げられましたが、コンビニではほぼ引上げ分に対応した値上げが行われているのに対し、スーパー等では従来の価格に据え置いているところが多いと報道されており、業態による価格対応の違いが興味を引きました。

小泉首相は、首相在任中は消費税を引き上げないと言っていましたが、その言葉からすれば、この9月の自民党総裁の任期切れは、消費税引き上げ論議のスタートを意味します。徹底した歳出削減が求められる中、消費税率はどうなるのか。いずれにしろ、消費税率引き上げの際は、所得税の見直しを含めた税制の抜本改革が行われることとなります。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

日中租税条約による学生免除

問

当社は新聞配達業を営む法人ですが、日本の4年制大学に留学中の中国人学生アルバイトを雇用する予定です。この留学生に対する給料については、一般の日本人従業員と同様に扱えばよいのでしょうか？

答

この留学生は、居住者と推定されますので、本来は一般の日本人と同様に所得税の源泉徴収をしなければなりません。しかし、日中租税条約では、専ら教育を受けるために日本に滞在する学生であって、現に中国の居住者であるもの又はその滞在前に中国の居住者であったものがその生計、教育のために受け取る給付又は所得については、日本の租税は免除することとなっています。

なお、この規定の適用を受けるためには、その留学生から「租税条約に関する届出書」及び在学証明書等の提出を受け、貴社の所轄税務署長への提出が必要となります。

税金
一口メモ

葬式費用の範囲

相続税の計算上、相続人が負担した次に掲げる葬式費用は遺産額から差し引くことができます。

葬式等に際した埋葬、火葬、納骨又は遺骨の回送その他の費用（仮葬式と本葬式を行ったときは、その両方にかかった費用が認められます）
葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の

事情に照らして相当程度と認められる費用（寺院等に対する経料、お布施、戒名料等）

のほか、葬式前後に生じた出費で通常葬式に伴う費用（会葬御礼費用、お通夜費用、飲食等費用）

死体の搜索又は死体若しくは遺骨の運搬費用

なお、香典返礼費用、初七日・四十九日等の費用、墓地等の購入・借入費用は対象となりません。